

南九州市職員の給与の支給等に関する規則及び南九州市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月22日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第2号

南九州市職員の給与の支給等に関する規則及び南九州市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

(南九州市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 南九州市職員の給与の支給等に関する規則(平成19年南九州市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120」に改め、「以下)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の122.5以上100分の322.5以下(特定幹部職員にあっては, 100分の142.5以上100分の382.5以下)」を加え, 同項第2号中「100分の112.5」を「6月に支給する場合には100分の112.5」に改め、「未滿)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の115以上100分の122.5未滿(特定幹部職員にあっては, 100分の136以上100分の142.5未滿)」を加え, 同項第3号中「100分の101」を「6月に支給する場合には100分の101」に改め、「以下)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の103.5以上100分の107.5以下(特定幹部職員にあっては, 100分の123.5以上100分の127.5以下)」を加え, 同項第4号中「100分の101」を「6月に支給する場合には100分の101」に改め、「未滿)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の103.5未滿(特定幹部職員にあっては, 100分の123.5未滿)」を加える。

第43条の2第1項第1号中「100分の51.5以上」を「6月に支給する場合には100分の51.5以上, 12月に支給する場合には100分の54以上」に改め, 同項第2号中「100分の48以上100分の50以下」を「6月に支給する場合には100分の48以上100分の50以下, 12月に支給する場合には100分の50.5以上100分の52.25以下」に改め, 同項第3号中「100分の48未滿」を「6月に支給する場合には100分の48未滿, 12月に支給する場合には100分の50.5未滿」に改める。

第2条 南九州市職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の120以上100分の315

以下」を「100分の121.25以上100分の318.75以下」に「100分の140以上100分の375以下), 12月に支給する場合には100分の122.5以上100分の322.5以下(特定幹部職員にあっては, 100分の142.5以上100分の382.5以下」を「100分の141.25以上100分の378.75以下」に改め, 同項第2号中「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の120未満」を「100分の113.75以上100分の121.25未満」に, 「100分の133.5以上100分の140未満), 12月に支給する場合には100分の115以上100分の122.5未満(特定幹部職員にあっては, 100分の136以上100分の142.5未満」を「100分の134.75以上100分の141.25未満」に改め, 同項第3号中「6月に支給する場合には100分の101以上100分の105以下」を「100分の102.25以上100分の106.25以下」に, 「100分の121以上100分の125以下), 12月に支給する場合には100分の103.5以上100分の107.5以下(特定幹部職員にあっては, 100分の123.5以上100分の127.5以下」を「100分の122.25以上100分の126.25以下」に改め, 同項第4号中「6月に支給する場合には100分の101未満」を「100分の102.25未満」に, 「100分の121未満), 12月に支給する場合には100分の103.5未満(特定幹部職員にあっては, 100分の123.5未満」を「100分の122.25未満」に改める。

第43条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.5以上, 12月に支給する場合には100分の54以上」を「100分の52.75以上」に改め, 同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48以上100分の50以下, 12月に支給する場合には100分の50.5以上100分の52.25以下」を「100分の49.25以上100分の51.25以下」に改め, 同項第3号中「6月に支給する場合には100分の48未満, 12月に支給する場合には100分の50.5未満」を「100分の49.25未満」に改める。

別表第3教育委員会の事務部局の項を次のように改める。

教育委員会の事務部局	課長
------------	----

(南九州市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第3条 南九州市一般職の任期付職員の採用等に関する規則(令和元年南九州市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の87.5以上100分の262.5以下」を「6月に支給する場合には100分の87.5以上100分の262.5以下, 12月に支給する場合には100分の90以上100分の270以下」に改め, 同条第2号中「100分77.5」を「6月に支給する場合には100分の77.5, 12月に支給する場合には100分の80」に改め, 同条第3号中「100分の71以下」を「6月に支給する場合には100分の71以下, 12月に支給する場合には100分の73.5以下」に改める。

第4条 南九州市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「6月に支給する場合には100分の87.5以上100分の262.5以下, 12月に支給する場合には100分の90以上100分の270以下」を「100分の88.75

以上100分の266.25以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の80」を「100分の78.75」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の71以下、12月に支給する場合には100分の73.5以下」を「100分の72.25以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から適用する。